

審 議 会 等 の 会 議 報 告

会 議 名	令和6年度第2回狹山市地域包括支援センター運営協議会・ 狹山市地域密着型サービス運営委員会	傍聴者数 0 人
開催日時	令和 6 年 1 2 月 1 6 日（月） 午後 2 時 0 0 分～午後 3 時 0 0 分	（報道0人）
議 題	《<u>狹山市地域包括支援センター運営協議会</u>》 1 「地域包括支援センターの設置運営について」の一部改正について 公開・非公開 2 職員配置の柔軟化に係る条例改正について 公開・非公開 3 令和7年度地域包括支援センター運営方針（案）について 公開・非公開 《<u>狹山市地域密着型サービス運営委員会</u>》 1 地域密着型サービス事業所の指定等について 公開・非公開	
会 議 の 内 容 要 旨	《<u>狹山市地域包括支援センター運営協議会</u>》 1 「地域包括支援センターの設置運営について」の一部改正について 地域包括支援センター運営協議会の所掌事務等の一部に変更があったため、その内容について説明した。 2 職員配置の柔軟化に係る条例改正について 「狹山市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例」の一部改正案が可決し、複数のセンターの担当する区域の第1号被保険者数を合算することによる職員配置の柔軟化が可能となった。本市では第1号被保険者の数がおおむね 3,000 人以上 6,000 人未満ごとに、保健師等 1 人、社会福祉士等 1 人及び主任介護支援専門員等 1 人とする原則を維持している旨説明した。 3 令和7年度地域包括支援センター運営方針（案）について 一部改正のあった地域支援事業実施要綱の内容に沿って変更したセンターの運営方針を提案。特に修正を求める意見は出なかったため、提示した案の内容で令和7年度の委託契約に向けた協議を進めることとなった。 《<u>狹山市地域密着型サービス運営委員会</u>》 1 地域密着型サービス事業所の指定等について 令和7年1月に水野地区に開設を予定している地域密着型通所介護事業所（利用定員 10 人）について、概要を説明した。	
提 出 資 料 名	《<u>狹山市地域包括支援センター運営協議会</u>》 【資料1】「地域包括支援センターの設置運営について」の一部改正について（一部抜粋） 【資料2】「狹山市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例」新旧対照表 【資料3】「狹山市地域包括支援センター運営方針」新旧対照表（案） 《<u>狹山市地域密着型サービス運営委員会</u>》 【資料1】地域密着型サービス事業所の指定等について 【資料2】地域密着型通所介護事業所の新規指定申請について	
担 当	健康推進部 介護保険課 介護事業担当（内線 1 5 5 4） 計画・指定担当（内線 1 5 5 3）	